

島根県報

号外第五七号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

規 則

目 次

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

(人権同和教育課)

公布された条例等のあらまし

◇高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(規則第六七号)

一 規則の概要

高等学校奨学資金の貸与対象に通信制の課程を加えることに伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条・第六条関係)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規 則

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第六七号

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

高等学校奨学資金貸与規則(平成十四年島根県規則第十七号)の一部を次のように改正

する。

第二条第一号中「含み、通信制の課程を除く」を「含む」に改める。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、修業年限の定めのない高等学校等に在学する者に対する奨学金の貸与の期間は、四年間を限度とする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)